

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																								
<p>(夜間緊急業務手当) 第 7 条 夜間緊急業務手当は、職員が、別表第 4 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p> <p>(特殊業務手当) 第 8 条 特殊業務手当は、職員が、別表第 5 の左欄に掲げる種別の業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症手当) 第 8 条の 2 新型コロナウイルス感染症手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者に接する業務に従事したときに支給する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(夜間緊急業務手当) 第 7 条 夜間緊急業務手当は、別表第 4 の左欄に掲げる業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p> <p>(特殊業務手当) 第 8 条 特殊業務手当は、別表第 5 の左欄に掲げる種別の業務に従事したときに、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症手当) 第 8 条の 2 新型コロナウイルス感染症手当は、職員が新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者に接する業務に従事したときに支給する。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の条文と記述を統一するための改正 ・他の条文と記述を統一するための改正 ・他の条文と記述を統一するための改正 																								
<p>別表第 2 (第 4 条関係)</p>	<p>別表第 2 (第 4 条関係)</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>業務の内容</th> <th>手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1 職員(特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者(足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師(これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。))を除く。)</td> <td>感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務</td> <td>350 (同号に掲げる業務(家畜に関する業務を除く。))のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として理事長が定めるものに従事した場合にあっては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	業務の内容	手当額 (日額)			円	1 職員(特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者(足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師(これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。))を除く。)	感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務	350 (同号に掲げる業務(家畜に関する業務を除く。))のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として理事長が定めるものに従事した場合にあっては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>業務の内容</th> <th>手当額 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1 職員(特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者(足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師(これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。))を除く。)</td> <td>感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	業務の内容	手当額 (日額)			円	1 職員(特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者(足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師(これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。))を除く。)	感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務	350	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に著しい負担がかかる業務について350円から700円に増額するための改正
職員の区分	業務の内容	手当額 (日額)																								
		円																								
1 職員(特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者(足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師(これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。))を除く。)	感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務	350 (同号に掲げる業務(家畜に関する業務を除く。))のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として理事長が定めるものに従事した場合にあっては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額)																								
(略)	(略)	(略)																								
職員の区分	業務の内容	手当額 (日額)																								
		円																								
1 職員(特殊業務手当を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者(足柄上病院に勤務する看護師及び准看護師(これらの職員の職務の見習業務を行う者を含む。))を除く。)	感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務	350																								
(略)	(略)	(略)																								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																									

令和 4 年 2 月 22 日

理事会

人事部

職員の給与に関する規程等の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県での制度改正及び機構組合との労使交渉における合意を踏まえ、次の規程について、所要の改正を行う。

- (1) 職員の給与に関する規程
- (2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程
- (3) 職員の管理職手当に関する規程
- (4) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- (5) 職員の特殊勤務手当に関する規程

2 改正の概要

(1) 職員の給与に関する規程

ア 給料表の適用を異にする異動等に伴う現給保障を廃止する。

イ 医療職給料表(1)を除いた給料表の一部を改正する。

ウ 前項の給料表の改正に伴い、令和 4 年 4 月 1 日における改正後の給料表の給料月額が令和 4 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない場合は、令和 8 年 3 月 31 日までの間、現給保障を行う。

エ 一部条文の文言修正を行う。

(2) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

ア 6 大卒薬剤師の初任給を、2 級 15 号給から 2 級 17 号給に引き上げる。

イ 一部条文の文言修正を行う。

(3) 職員の管理職手当に関する規程

ア こども医療センター及びがんセンターの医療職給料表(3)を適用する副院長に係る職の区分を、「2 種」に位置付ける。

イ 組織規程の見直しに併せて、手当の支給対象となる職及び職の区分を改正する。

ウ 一部条文の文言修正を行う。

(4) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

ア 組織規程の見直しに併せて、職務の級に応じた期末勤勉基礎額の加算割合等の改正を行う。

イ 一部条文の文言修正を行う。

(5) 職員の特殊勤務手当に関する規程

- ア 感染症等接触手当のうち、感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人等に接触する業務のうち、心身に著しい負担がかかる業務に従事した場合、350円から700円に増額する。
- イ 一部条文の文言修正を行う。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日施行